

# 隠れ労災 58万件

## 過去10年 健保扱いで処理

社会保険庁調べ

仕事上の理由で負傷し治療するなどの際、本来は労災保険の適用を申請すべきなのに、健康保険扱いになっていたケースが、過去10年間に約58万件あることが11日、社会保険庁の調べで分かった。健康保険で支払われた医療費総額は約207億円、労災なら患者本人が支払う必要がないのに自己負担していた治療費（健保の自己負担）は約40億円の年もある。同行からの指摘を受け、患者は自己負担分の返還を受けようとしたが、労災問題の専門家によれば「実際の労災はもっと多い。労働者や事業主に労災手続きの徹底を図るべき」と訴えている。膨大な労災隠しの疑いが、数字を浮かび上がった。(9面に関連記事) 【大島寿利、清水勝】

## 患者負担40億円にも

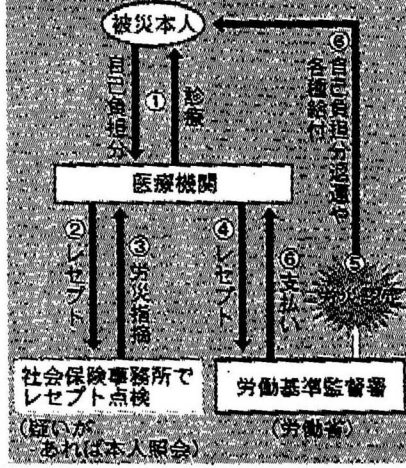
全国の社会保険事務所では、医療機関への支払い後、戻ってきた年間の医療費の総額を明細書（レセプト）の中から、平日に初診を受けたたり診療費など労災の疑いのあるものをチェック。患者本人に照会し、労災の専断が確認される。医療機関が労働者に返収。医療機関が労働者に返収した労災認定の患者は、患者の申請で労災認定されたら、患者自己負担部分の返還を労災保険から受け取れる。こうした事例を社会保険庁が1000年度から昨年年度まで調査したところ、毎年約6万件あり、昨年度は過去10年で最高の約8万7000件にのぼった。労働者は原因を調査してないが、労働者本人が労災保険制度について知らないのが、労働者本人が労災保険制度について知らないのが、▽仕事の負担が重く、▽仕事の賃金が低く、▽仕事の環境が危険な場合、労働者は、労災による

労災と健康保険扱いの主な比較

項目	労災	健保
治療費	自己負担なし	2割を自己負担
休業への支給	平均賃金の80%	平均賃金の60%
解雇制限	休業期間+30日は解雇禁止	規定なし
後遺症への支給	年金または一時金(厚生年金併給不可)	厚生年金のみ
遺族年金	同上	同上

る休業期間プラス30日間は

健保扱いから労災発見時の手続き



解雇されないという身分保障がない▽賠償が残った場合は労災で補償される分を受け取れない。などの不利を訴えている。労働者は行政指導を井上浩・全国労働安全衛生センター連絡会副会長の話、労災事故を起こすと、元届け会社の入札資格が一定期間はく奪されたり、労災保険料が高くなるなどのことが苦痛にある労働者は、返還を求め、帰って、行政指導を受けるべきだ。

**労災保険** すべてが労働者に加入が義務付けられている。業務上の理由や通勤中の負傷、病気などの場

合に、労災保険から症状の程度に応じたさまざまな給付金が支払われる。事業主は賃金総額の一定割合の保険料を国に納める。事故に遭った労働者は、事業主が証明した給付請求書や医療機関や労務所に提出。労災と認定されれば、医療給付や休業給付、障害給付などを支給することが多い。

ご意見、情報をお寄せください。住所不要) ファックス(06・6346・8228)、Eメール(o.tokuhou@mbx.mai.nichi.co.jp)へ、毎日新聞特別報道部へ。